国名	ニュージーランド
公的年金の体系 保険料財源 税　財　源 企業・個人年金	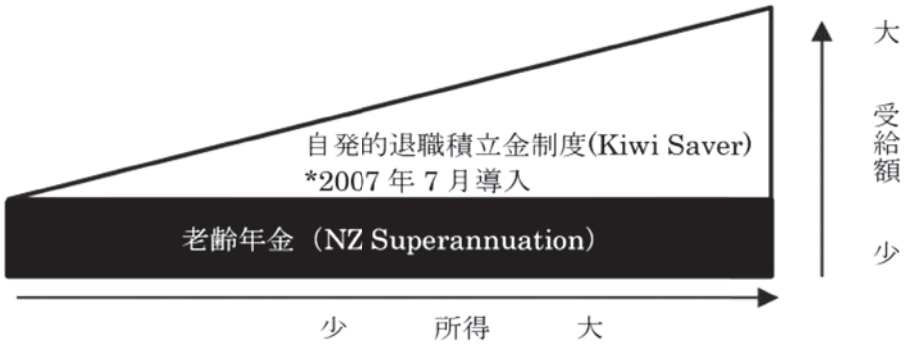
被保険者 （◎強制△任意×非加入）	・老齢年金（NZ Superannuation）は全国民強制加入 ◎全国民 ・自発的退職積立金制度（キウィセイバー）は任意加入 △任意
保険料率	税方式（財源は一般財源）
支給開始年齢	65歳 ※20歳以降10年以上居住しており，50歳になってから５年間の居住期間があれば受給権発生
基本給付額	独身者：NZ＄847.66（税引き後，年金を主たる収入としている場合（税コードM）） 夫婦一人あたり：NZ＄652.04（両名受給資格ありの場合，税引き後，年金を主たる収入としている場合（税コードM）） ※２週間あたりの支給額（2020年４月１日時点） ※他の所得の税区分（税コードM（他の所得無），S（他の所得有，税率17.5％），SH（他の所得有，税率30％），ST（他の所得有，税率33％））に応じて受給額が規定されている。
給付の構造	所得制限のない定額給付。給付水準は，平均賃金の65～72.5％の範囲と法定。（ただし，自発的退職積立金制度（キウィセイバー）を政府主導で導入することにより，給付水準を向上する試みが2007年７月より開始）
所得再分配	すべて税方式年金につき強い所得再配分機能あり
公的年金の財政方式	すべて税方式年金
国庫負担	財源は100％国庫負担 ※自発的退職積立金制度（キウィセイバー）の自己負担分を除く
年金制度における最低保障	所得の高低にかかわらず定額給付
無年金者への措置	なし
公的年金と私的年金	公的年金が発達（所得代替率65～72.5％）しているため私的年金未発達。2007年７月からは自発的退職金積立制度（キウィセイバー）を政府主導で開始。企業拠出３％と個人拠出３～８％とのマッチング拠出による社会保障システムであるが，一部住宅購入のための引き出しが認められており，老後所得保障の仕組みとしての機能以外にも役割を果たす。
国民への個人年金情報の提供	HPや電話，各地のWork ＆ Incomeにおける相談業務にて対応

（棚橋俊介・パートナーズ・グループ・ジャパン株式会社代表取締役社長）

ニュージーランドの年金制度

棚橋俊介（パートナーズ・グループ・ジャパン株式会社　代表取締役社長）

1．制度の特色

ニュージーランドは人口が4,986,174人（2020年5月17日Population Clockより）であり，年金制度について長い歴史を持つ。老齢年金の歴史100年以上を経て様々な変遷があったが，現在は財源を税方式，給付を賦課方式，所得制限ないしはミーンズテスト無しという，先進諸国の中ではユニークな老齢年金制度体系を維持してきた。

財源は税方式。国民から保険料を徴収することなく，一般財源で給付を賄っている。制度の企画運営に関しては，税を財源としているため，国家財政を担当する財務省と社会保障政策を担当する社会開発省（Ministry of Social Development）が調整を行って具体的な政策を決め，施策を実行する。実際の支給業務はWINZ（Work & Income of NZ）が行う。

2007年からの試みとして，企業からの一部マッチング拠出をベースとする自発的退職積立金制度（キウィセイバー）を導入することで，給付水準の向上を図る施策も導入されてきており，国家主導の老後所得保障制度がニュージーランドにおける基本姿勢である。

2．沿革

ニュージーランドの年金制度体系は，当初から現在のものと同等のものが存在していたわけではない。特に所得制限ないしはミーンズテストを課さない状態になったのは1998年4月からであるが，1985年以前にも所得制限ないしはミーンズテストは無かったことなどから見て，国家財政の逼迫を理由に様々な議論が繰り返されてきたことがわかる。ニュージーランドの年金制度の概要は以下のとおりであるが，老齢年金制度を手厚くすることを望む国民と，国家財政との対話の歴史と言えよう。

古くは，1898年に老齢年金法（Old Age Pensions Act）が制定されたことに遡る。老齢年金法（Old Age Pensions Act）では，65歳以上で給付されミーンズテストがあり，男子労働者賃金の3分の1程度（夫婦はその倍額）が支給された。財源は税であった。1938年には社会保障法（Social Security Act）が制定された。社会保障法（Social Security Act）ではAge benefitとUniversal superannuationの2種類の給付形態が設定され，いずれを選択するかは国民の意思に委ねられ，この選択制の給付形態は1977年まで存続していた。Age benefitとは，非課税であるがミーンズテストを課される老齢年金であり，60歳から支払われる制度のことを指す。これは，Universal superannuationと比べて給付額が高かった。最初の給付水準は税引き後平均賃金の72%程度である。Universal superannuationとは，65歳以上でAge benefitを受給していない老齢者に給付される制度であり，当初はAge benefitに比べ財政上の問題から給付額は低く抑えられたが，1960年までの歳月をかけてAge benefitの給付水準に引き上げられた。

1975年には強制積立制度（Compulsory superannuation scheme）が制定され，1976年まで継続された。社会保障法（1938年）に代わって制定された強制積立制度は，日本における社会保険料方式に近い制度であり，労働党が政権を担っている時に9ヶ月間だけ実施された。ところが，強制積立制度への国民の反発から労働党政権は選挙で敗退，国民党が政権を担当し強制積立制度が廃止された。

1977年に国民年金制度（National Superannuation scheme）が制定された。これは現在の制度の原型となるものである。国民年金制度（National Superannuation scheme）とは，給付水準が夫婦の場合には平均賃金の80%，独身者の場合には夫婦への支給額の60%。10年間の居住要件さえ満たせばミーンズテスト無しで年金受給権が発生する。

1985年には，国家財政が逼迫する状況のなか，財政面における厳しい状況に対処するため，年金受給者に対する上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）が第4次労働党政権により導入された。年金受給者が得る年金以外の所得に高率の税金が課され，年金受給額を上限として徴税された。

この制度は1989年に退職年金制度（Guaranteed Retirement Income）に名称変更された。この措置により，給付水準は以前のように平均賃金の80%から引き下げられ，65～72.5%とされた。

1991年に老後貯蓄検討委員会（Taskforce on Private Provision）が設置された。国民党政権により設立された老後貯蓄検討委員会（Taskforce on Private Provision）では，「給付水準の引き下げ」，及び「長期的展望に立った年金制度構築」を目指した。

1998年には1985年以来継続されてきた上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）が廃止された。1997年，国民党と「NZファースト党」が連立内閣を組閣。「NZファースト党」とは，上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）の廃止，強制積立制度（CRSS；Compulsory Retirement Savings）への移行を目指して組織された暫定的政党である。連立内閣は国民投票を行い，上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）の存続について投票者の91.8％から反対票を集め，1998年４月１日には上乗せ課税制度（Taxation Surcharge）の廃止を実現した。しかしながら，強制積立制度（CRSS；Compulsory Retirement Savings）への移行は国民の賛同を得られず実現しないまま連立政権は解散している。

2003年には公的年金給付費積立金（New Zealand Superannuation Fund）が創設された。ベビーブーマー世代が公的年金受給世代に移行する段階（2020～2030年頃）における給付費の増大に対応するため，税を財源とする給付費積立金を設けることとし，今後40年間のGDP予想に基づいてファンド収支がバランスする水準を積立拠出する（ニュージーランド老齢年金法（New Zealand Superannuation Act 2001）43条）。

３．給付算定方式，スライド方式，支給開始年齢

ニュージーランドの年金制度は税を財源としており，所得や加入期間にかかわらず一定額が支給される年金制度である。給付水準は，毎年２月末に統計局から発表される最終四半期雇用統計の中にある，「標準時間週当たり賃金（男女合算）」をもとに計算され，原則毎年見直される。給付額は，標準時間週当たり賃金の65％以上72.5％以下の水準となるようにニュージーランド老齢年金法（New Zealand Superannuation Act 2001）に規定されている。

また，支給開始年齢は男女とも65歳で，居住要件として20歳以降10年以上NZに居住すること[2]と，50歳になってから５年間居住していることが必要とされる。

４．財政方式，積立金の管理運用

公的年金の運営に関しては一般税を財源として実施されているが，ベビーブーマー世代が公的年金受給世代に移行する段階（2020～2030年頃）における給付費の増大に対応するため，補完的資金として税を財源とする給付費積立金（いわば備蓄資金）を設けることとし，2003年９月から積み立てを開始した。なお，この積立基金に関してはニュージーランド老齢年金法（New Zealand Superannuation Act 2001）の第２章（ニュージーランド退職年金基金（New Zealand Superannuation Fund））に規定されている。全て税金を財源とする積み立てを行い，2009年まで年間の積立額としてGDPの２％（2003年10月現在の水準で約NZ＄20億，約1280億円）を積み立ててきており，2009年から2019年までは積み立てを行ってきていなかった。2020年からはGDPに対して一定の割合で積み立てしていくこととなっている。2029年までは取り崩しは行わないで一方的に積立金を運用することが規定されている。その後も存続させ，年金費用増大に備えて利用される。

また，GDP予想などを基にしてファンド規模に関する試算がニュージーランド財務省により行われている。その試算によれば，2003年９月にNZ＄24億（約1536億円）が税財源からファンドに資金拠出されてから，2009年まで積み立てがNZ＄148億（約9472億円）行われ，その後の運用が順調に行われており，2020年３月末で資産残高がNZ＄387億（約２兆4768億円）となった。

積立金の運用は，年金給付費積立基金（Guardians of NZSF）により行われる。基金は運用機関および資産管理機関（カストディアン）を選定し，資金を委託することを許されており，それら委託機関を管理監督することも職務となっている。アロケーションの長期的な基準として，参考ポートフォリオ（Reference Portfolio）が定められており，その時々の市場環境を勘案して年金給付費積立基金が機動的にアロケーションを調整して実践ポートフォリオ（Actual Portfolio）を構築する。この基準ポートフォリオと実践ポートフォリオの双方のパフォーマ

ンスがホームページで月次更新されながら公開されることで，常に国民に監視される態勢となっている。運用開始当初からのパフォーマンスは2020年３月末時点で，ポートフォリオ全体では8.89％となっている。また，年次ディスクロージャーによれば，ポートフォリオ2019年６月末のアセットアロケーション（表参照）によれば，債券の割合が９％であるのに対し，株式投資割合が70％（先進国（56％），新興国(11％)，およびニュージーランド国内株式(４％）の合計)。そしてプライベート投資が18％（プライベートエクイティ，インフラストラクチャー，不動産，森林投資，地方農地などを含む）となっており，リターンを創出するためリスク資産の割合が多い積極的な運用内容といえよう。

表　NZSFの資産運用状況

資産種類		割合
債券		9%
株式	国内株式	4%
	グローバル株式	67%
そのほかパブリック投資		2%
プライベートエクイティ		5%
不動産		2%
地方農地		1%
インフラストラクチャー		2%
森林		5%
そのほかプライベート投資		3%
合計		100%

出所：NZSFホームページ

５．最近の議論や検討の動向，課題
コロナ対応にも一役買っている給付の仕組み

足元で発生している新型コロナウイルスへの政府の対応として，市民の経済活動の自粛を促すとともに休業補償を政府が行うということで，ジャシンダ・アーダン首相は2020年２月28日の段階において同国で初感染が認められた直後中国人の入国を禁止し，３月19日には全世界からの入国を禁止しロックダウンを断行した。完全な入国制限に先んじてニュージーランドのGDPの４％にあたるNZ＄121億（7744億円）規模の経済対策を打ち出している。この経済対策に係る給付金は，年金給付を行うWINZ（Work & Income of NZ）が担いスムーズに支払いが行われた。年金給付のみならず失業給付，生活保護給付，各種補助金もWINZが担っており，国民にとって利用のしやすさが常に改善されていることによりスピード感を持った給付を行うことができたとされている。

⑴　将来の財政負担増加の懸念

ニュージーランドの老齢年金制度の財政負担は，GDP比で見て2003年の3.6％が，2050年には7.9％に増加する見込みである。費用の調達について税方式を継続するならば，国の財源分配との調整を如何に図るかという厳しい問題に直面する。税方式年金がもたらす税の使途についての厳しい制約の可能性が反映されてか，財務省内には政策戦略局（Strategic Policy Brunch）が設置されている。過去（1994～2002年）の年金給付の国家予算内に占める割合は，２～３％程度の水準であり大きな変化はないが，社会開発省管轄の研究所（Retirement Committee）も，現在の年金給付にかかる経費は確実に増加すると予想しており，年金給付のための財源の確保は，大きな問題となる可能性が指摘されている。

⑵　自発的退職積立金制度（キウィセイバー）

税方式年金に加えて，自発的な老後の備えを促進するために，政府主導で退職積立金制度であるキウィセイバー（Kiwi Saver）が2007年７月に開始された。この制度はNZ年金制度に加入していればだれでも利用できる。キウィセイバーは加入したときに政府からNZ＄1000（64,000円）の補助金が支給され，口座に積みあがる。ただし，その資金の引き出しは，加入して５年経過していることを条件に，65歳になれば可能であるが，65歳以降でも５年経過しなければ資金の引き出しは原則としてできない。ただし，１）最初の持ち家を購入する場合，２）外国に永久的に移住する場合，３）困窮を極めた場合，４）深刻な病気になった場合，には引き出すことも可能とされる。積立金の料率は給与の３％，４％，８％から選択することができ，企業が３％分をマッチング拠出することになる。年金資金の運用はキウィセイバー専門のDCプロバイダー経由で運用されており，企業や国家に運用責任はなく，個人の責任のもとで運用を行うことになる。

一般的にニュージーランド国民は自発的な貯蓄に

対して積極的ではなく，企業主導で企業年金を制度化，維持運営を行うという動きも乏しかった。したがって，政府主導で退職金制度を構築せざるを得ないという事情もあり，キウィセイバーが立ち上がった。2007年から開始され約11年経過し，徐々に国民に受け入れられてきている。ただし，本制度は持ち家率を高める住宅購入促進のための積立金制度も兼ねているため，結果として老後所得保障システムとしてどの程度機能するかについては，今後を検証していく必要があろう。

⑶　国内産業やインフラへの投資の取り組み（Investing in New Zealand）

2009年５月に財務大臣からの命を受け，NZSFのアロケーションの中でニュージーランド国内への投資が促進されてきており，その内容が適宜報告されている。現状（2019年６月末時点）の投資額は合計NZ＄63億（4032億円）とポートフォリオ全体の14％となっており，開始時点の2009年７月１日時点のNZ＄24億（1853億円）と比較して順調に投資金残高を増加させ積極的な投資活動を継続している。ニュージーランドへの投資のうち，半分以上は森林投資やプライベート・エクイティ・インフラストラクチャー，不動産投資を含めたプライベート投資となっている。これは，国内の中小企業への資金還流を年金資金が担い，国内経済の活性化を促進するという，年金運用の意義を踏まえた投資を行っていることの証左でもあろう。同年金は責任投資原則（Principle for Responsible Investment）の署名機関として責任投資を積極的に実践しており，その投資のあり方を反映させたものとも考えられる。

〈注〉

[1] 本論における為替レートは，NZ＄１＝64.0円（Yahooファイナンス，2020年３月31日時点）により計算

[2] 10年以下の居住の場合でもニュージーランドと一定の社会保障条約締結国から移住してきた場合には，老齢年金制度への加入資格要件を満たす場合がある。

主な参考文献

・New Zealand Superannuation Fund Annual Report 2019
・ニュージーランド統計局ホームページ（https://www.stats.govt.nz/）
・ニュージーランドWork and Incomeホームページ（https://www.workandincome.govt.nz/）
・ニュージーランド財務省ホームページ（https://treasury.govt.nz/）